

清帝遜位の優待及清皇室滿蒙回藏各族の待遇等に關する條件は前清宣統三年二月に宣布され臨時約法は中華民國元年三月に公布されたり宣布在前の優待條件を以てして未だ公布在後の臨時約法に補定せざりしは當日に在りては誠に疎漏を免れざりしあり、而かも今や約法増修の場合となれるに際し尙ほも之を闕如に任かざりしに際し尙ほは只に民國成立の事實を没するのみならず且つ五族共和の初心に符せざる次第なり、茲に本總統は此種條件の如何に發生し、今後如何に繼續すべきかに就き貴會議の爲め之を略述すべし

戰事正に烈しく南北相持する時に當り隆裕太后は民軍の起事に對し各省響應し益將士の鋒刃の殃に逢ひ人民の災禍を蒙るを思はれ遂に宣統三年十月二十五日附の降旨を以て特に本總統を以て代表を派し民軍代表と商議し國會を開き政體を公決に付せしむと命せられたれば本總統は直ちに其處置を探りたり、然れども兩月來何等の結果を得ざりしなり、而して當時の全國人民の心理を見るに多く共和に傾向し南方各省は云ふ迄もなく北方將士も後亦共和を賛成するに至りたり、人心の向ふ所天命知るべく本總統も亦一姓の尊榮を圖らんが爲め兆民の好惡に悖るを見るに忍びざりしかば大勢と輿論を以て皇帝自ら率先して統治權を以て之を全國に公し以て共和と立憲國體と爲し近く海内亂亂皇治の心を慰め遠く古聖の天下を公と爲すの義に協はせられんことを請ひたり然るに本總統は資政院の選舉により總理大臣に擧げられたれば新舊交謝の際に當り南北統一の方

考へ全國を以て臨時共和政府を組織し民軍と協商し人民を安んじ五族を合して一大中華民國となさんことを圖れり、而して本總統は皇帝の退位と共に退職する考へなりき即ち此事は己に當日の降旨に發表せられたるが國體斯に定まれば本總統は遂に付託に膺り又公推さるるに至りて蓋し時事困難なれば退職して責を逃るるを得ざりしを以てなり而して人民は皇帝の護衛を欲崇し威盡さざる場合なりしかば爰に優待の明文を訂し以て國民の報稱と爲すこと、はあり是れ此種條件の發生は統治權の轉移によるべし云ふ所以なり

尙ほ統治權の轉移によりて五族共和となり分割を免れ二萬餘里の版圖を保つを得たるは實に没すべからざる點と云はざるべからず何となれば若し清室遜位の認めなければ南北統一する能はず、多して戰禍益烈しかりのみならず、多年清室の恩を受けたる五族は平素一尊を奉し歸依となすを以て紐を解き綱を失せば到底彼等の人心を一にして趨向を同ふること望み難ければなり、是れ待遇條件のよりに發生する所以なり

力を頼んで解決するものとは同日に語るべからず而して民軍方面に在りては雖も漢性を聯合するも恐らく三族を威服して共に滿清を覆へすこと能はざるべし又漢性を難を中原に發するも豈に能く滿地を征して領土を完全に保つを得んや、是故に遠く外國に藉ふるに米佛諸國の共和構成の情とは同じからず之を我國上古史に溯りて始めて唐虞禪讓の盛に比するに足る約書の記載猶美談を修る何を以て史法編纂上獨り之を闕如に附し現在約法に適用せる依據を將來憲法制定の根本と爲さるる本總統は躬ら國寄に貴會議は宜しく提票鈞玄の例に準じ優待及待遇に關する各條件を以て別に專條を立て效力を確定すべし

如上述文を閲し來れば支那共和國は歸する所清朝の統治權を公にせらるるが開始の統一成り五族に對する宗主國の權利主張は清帝の退位條件の結果によるものなりと云ふに於て、是を以て清帝優待及五族待遇條件の約法加入文は生れたるなり、尤も支那共和國の統治權に就ては民國成立當時の機構によりて或は民軍に在りると云ひ或は袁總統及び方軍軍に在りると云ひ或は諸説定ならざると云々

たる所以を意味するにあらざるかを疑はざるを得ざるなり而して我等は支那歷代中清朝は民意を尊重し、清朝は善政を布き、清朝は文學を發達せしめたる朝はなるべしと信じ清朝遺業の赫々江山と共に失せざるを俾とせざるを得ざるなり、而して我等は清朝が其優待條件を憲法に加入せられて迄優待され歷朝滅亡の時の如き悲惨なる最後を遂ぐるに到らざりしことの偶然にあらざるを思ひ誠に感慨なきを得ざるなり

今支那新聞報に記載されたる北京通信に據りて問題の骨子となれる原契約を代表する一八九九年英國會同公司の代表者華益公司の四川礦務局の設立に係る華益公司の四川礦務局の設置は、華益公司の告示文等を出し或るな一日と雖も其希望を抛つことなかりしなり、第一革命の後英國公使は麥根氏の爲め損害要償の問題を提起し陸内閣より五萬兩を要求し孫内閣に及んで十萬元を要求し殆んど

- (一) 礦種 鐵 石炭 石油
- (二) 資本 一千萬兩以內とし之を内外人間に折す
- (三) 着手期限 六個月内
- (四) 開採期限 五十年を限り滿期の後全財産を擧げて四川礦務局に歸屬せしむ
- (五) 負擔 礦務局に對し投資額の五厘を借地料とし毎月同局事務所に百元を上納す若し又軍隊を派遣して礦山を保護するときは會同公司の負擔とす
- (六) 收益分配 六分を株主に分配し一割を借款元利の償還に用ひ其二割五分を政府に上納し餘額は會同公司の收入とす
- (七) 附屬事業 必要なる場合は鐵道を敷設して礦石運搬の用に供し又鐵路學校を設立して支那人を教養することを待

之に由て之を觀れば四川礦務局は四川人を更に華益公司に其權限を讓與すること五十年なるを知るべし然るに契約締結の後天下騒然として早くも北清事變の突發するに際し契約條件の着手期限たる六個月は忽ちし經過し去り問題は未解決のまま、今日に至るなり

● 煤 ● 炭 ● 紙 ● 銅 ● 電 ● 製 ● 花 ● 紗 ● 布 ● 湖 ● 北 ● 水 ● 泥

上海四川路五五
電話九二〇九
三菱公司上海支店

古河會社 上海支店
北京路第三號
電話二一六九

礦物分拆所
ハスケル路第三十九號

今般上記の處に分拆所
新設仕り専ら礦石分拆
及び礦山鑑定の貴需に
應じ可申候

其内諾を得たりしが最近に至て局面一變し英國公使は麥根の意決して損害要償に非らずして改約を希望するに在りとし支那政府の意を迎へて範圍の縮小に同意し支那政府は條件とし交渉開始を提議す支那政府は礦業條約の内合辦主義を認めた際あれば直ちに之に應ずることとなるも奈何にせん英國の主張は一定期間を限り英人を該省に派して礦山を探查し而して後他國を對定すること及び同期限内は他人の採掘願を付けざること等にありて支那政府は原約に此規定なしとて之を拒絶せり支那政府は縣界を以て礦區の範圍を定むるは問題の性質を變じて徒らに紛糾を増すの恐ありと主張し未だ一致するに至らずと云ふ

時事雜錄

白狼依然猖獗

政府側の報告に據れば秦豫(陝西)の二省に跳梁を擡せし河白狼は藍田に敗れ孝義に躡き西方甘肅方面に向て退走すとの説あり其の遠きに非らずと云ふ或は其の報告は常に某處にて匪を斃す事百名或は數十名なりとか或は某處にて匪徒を擄せしめ銃器を獲せりとの類にあらざるはなほ加之彼の陸軍總長にして代理河南都督たりし段祺瑞の如き東亞ロイド北京特派員に語りし所を見るも白狼の勢力を極めて樂觀せるが如し即ち段は曰く

白狼討伐の要するは軍の進軍が地勢の險惡なるが爲め輻重隊等に種々の障礙ありと白狼には地方の人民が糧餉を供給するを以てなり本月十八日頃には萬四川の軍隊が到着する若くは萬の上に新式軍隊を加へれば白狼の興隆は一萬人の上を過ぎず云々更らにロイテル電報に白狼の敗

六日西安發電

本月二日孝義縣陷る匪勢二萬餘已に省城に逼る人民浩哭の聲傳へて聞くに忍びず城内の兵營は五千に滿たらず救援らず張都督は連電中央に急告ぐるも交通不便の爲め援兵直ちに至る能はず政府は洛陽滯陣の趙個(河南護軍使)に命じ步騎砲兵六營を率てて急行を命じ一方甘肅平涼に在る張行志(隴東護軍使)に命じ步騎兵五營を率てて救援すべきを命じたり然れども洛陽より西安に急行するは十四日、平涼よりは二十日を要するにより恐らく急を濟ふべからざる

七日西安發電

陝西軍は四日大峪口にて白狼軍と劇戰す雙方の死傷甚だ多く、陝西軍は一營の兵死傷し匪も亦死傷數百人あり今省城を去る十五支那里に過ぎず省城防禦危急なり匪の大部の兵力は鎮安一帶にあり先頭し來れる兵の多數は孝義縣の土匪にして恐らく西方に向ふべし

九日西安發電

形勢頗る危急なり強悍善戰の白狼軍二十人と武器を携へ居る與徒は已に鎮南の根據地を占領し西の方縣縣、藍屋縣、鄜縣等の諸縣を陥れ大に殺掠を肆にし人民の殺戮するもの甚だ多し、鄂縣のみにて死者二百人あり舊西安府の地は幾んど糜爛す而て匪勢は更に渭水北方に及

び武功縣又陷り乾州、醴泉、涇陽、三原等の諸縣も危く、且つ各處に潜在せる秘密結社も紛起し形勢愈危險となり、交涉使は各縣に散居せる外國人に向つて省城に來るべき旨通達したり、西安は猶靜穩なるも當局は白狼の密探の搜出し急なり、河南より到達せし趙個の援兵は三營(千五百人)に過ぎず白狼は各處に告示を出し現政府を痛罵し、旗上に「政治革命」の四字を書しあり、と又曰く

江西鐵道國有

南昌鐵道會社大株主たる陳三立謝遠涵劉鳳起羅維志清都維良鄧日珪孫瑛等に白狼の跳梁は何の必要有て其の事實を發せ天下に之が愛を煽たさるや、思ふに之は匪軍跳梁の事實を隱蔽し列強及び國民を瞞せんとせしものならざるか、と又曰く現政府は外人の後援に依り國事を維持せる事多ければなり、然るに政府者に流が畏懼せる外人は意外にも白狼の事に關し政府攻撃の意を表示したり七日倫敦タイムズの記事に曰く

白狼の西安進擊は袁氏勢力の失墜の表兆にして將來困難を生ずるのみならず第二大借款に悪影響を蒙るべし之は袁總統の京畿各省の騷亂を規定すること能はざるを示すも而て漢口在留の外人は白狼の勢日に猖獗を極め政府の實力無きに因り外國聯合軍を組織し討伐を助くべしと主張する者ありに至りたりと事茲に至る幸くも繁き得たりし外人の信用は漸く落ちんとす、宜なり

省の勁旅を動かして猶討伐の効を擧ぐるを得ず依然其の跳梁に委す袁政府の實力を疑ふ豈外人を俟たんとや今日の場合外人信用の如何を問ふの要なし時は只民と和衷協力して憂を分けしを糊塗するが如き報告を遂げ以て平定の功を擧ぐるに在り、決して河南、羅山信陽の失、及び老河口の敗を再びする事勿れ

支那の言論界

嚮きに國民黨の勢力あり黨爭激甚を極めたりし支那言論界は何れも共和國體てふ立場より打算して之を黨にしが言論上花を咲かしたるものなりしが其實忌憚なく之を評せば所謂蛙鳴蟬噪の譏を免れずして問題發生毎に自黨に此事あるを忘れ他黨に此事あるを好機とし互に論難攻撃を爲し又自黨に都合惡しと思へば知りて知らざるの態度を持し更らに國家人民の事を顧みざる暇あり甚しきは亡國のナスク合を取てするの狀態に陥り言論の自由を知りて自由の國民と共にすべきを知らざり、然るに北京

方にて交通部技師余人風委員運動を爲し交通部は鐵道の現状調査の爲め於て交通部其餘の新聞に何れも政府擁護者となり其餘の新聞と亦政府に向つて正々堂々と攻撃の矢を放つ勇氣なく單に短評閒語の如き欄内に於て支那一流の諷諷又は諷諷を以てするに過ぎずして實にテキパキしたる言論を見る能はざるに至りたり、尤も近時北京政界に於ける廣東閩

すんばあらず、知らず株主は陳三立等の言に聽きて國有案を提起し之を支持すべきや否やを、此際特に之を記して或國識者の一考を煩はさんご欲するものは他なし齊湘鐵道の感奮尙未だ除詔を絶たざれば也

支那の言論界

尤も近時北京政界に於ける廣東閩と安徽間の政權爭奪發生せる爲め言論賑駁にあり從來の政黨爭の代りに地方閥の争を論評するに至りしも到底北京クデーター以前の比にありす即ち暗闘に關し現はるる問題の人物に對し各新聞が其名を書せずして其要人ト書するが如き従前に比し言論の意氣満々たるを證して餘あるなり

今回新聞條例の發布となるや、新

營業種目 輸入 綿糸 綿布 雜貨 輸出 棉花 肥料 綿織麻布 伊藤洋行 上海福州路十五號 電話三三九八四 伊藤洋行 漢口湖北路十九號 電話二八八 本支店 大阪、神戸、京都、東京、一之宮、京城、上海、漢口、馬刺尼 東京海上保險會社 明治火災保險會社 日本火災保險會社 共同火災保險會社 東京火災保險會社 代理店 海三井洋行 (電話一八一七) 文路第壹號 申込所 山口商店 (電話三四五九)

開界は大に恐怖を來し北京に於ては報館會議を開き報館を外國人に讓渡し其名前を以て經營すべしと主張するもの多數なり。傳へし上海に於ても多岐なり。前清の專制時代の報律に比し一層苛酷なれば之より言論の自由、出版の自由得て幸くべからずと嘆じ居れり、然れども各新聞は何れも正々堂々と之を論評するの勇氣なく前述の如く漸く短評によりて氣を洩す迄に過ぎず適之あるも從容稜嶺の著論と評するの外なきなり。斯かる意氣満々たる言論界なるにも拘らず北京に於ける言論界のみは上海に於けるやれど異なり排日論を鼓吹するもの發生し漢沽洋間題北支那石油問題、招商局問題現はれたる時に於て盛んに排日の記事を弄したり而して其餘波は滬漢男の支那漫遊に關してすら頗る不紳士的なるものにして邦交を顧みざるの言論を敢てするに至れり而して此等排日の記事の北京に出現せし其原因を探究するに這は全く國際關係の利己の地位勢力を争はんとする所謂政權爭奪の陰影に外ならざるが如し何と云はば漢沽洋間題の惹起せるは民國の礦山開發上借款に伴ふ有利の地位に於て最も關係ある紳士有るの野中心家ありたるが爲めなりと稱せられ、又滬漢男に對する論評の如きは中國興業會社總裁たるを得ざりし或一派の所業なりと云はる程なればなり。

既、然りと見れば北京報界に於ける排日論の影響の上海報界に波及し大なるに至らざる所以も亦察すべく我等は政權爭奪の爲め使用せらるる北京に於ける排日論に相應應せざる上海報界の態度の公平なるを多しを得ざるを得ざるなり。今や支那は法定の民意機關たる國會、省會、縣會を失へる時代なり隨つて之を補ふには唯新聞言論の途に在るのみ、而かも支那の言論界の自由の國民と共に在るの在るを叫ばず内情にして民意の在るの在るを叫ばず却つて外に勇にして言論の自由の國際と共にすべきを知らざるの現狀にあるあり是れ支那言論界の爲め我等の最も遺憾とする所なり。

●懷柔か緩和か

殊に第二革命以來發行に近き強壓即ち探偵の横行一國民黨の壓迫解散一議會の中止一暗殺一亂黨嫌疑者の羅織一省縣議會、地方自治の停止一等所有の專制的暴威を振ひたりし袁世凱氏が時局一段落を告げ形勢稍平靜に歸し、政治會議に繼ぐに約法會議を以てし政界の凡てを自己の欲する所の如く進捗するや、彼は漸く其の陰險なる強壓の態度を一轉し或る方面の懐柔的緩和策に出でんとするもの、如し、之を事實に徴するに清室優待の完全を期するが爲め袁氏は約法會議に命じて彼の清帝退位の際、に成れる清室優待條件を民國憲法中に編入せんとせしが、如きもの一に於て、是れ一面より見れば舊臣たる袁氏が清室の退讓を爲さしめ自己が代りて民國の政權を握るに至りし厚誼に對し報恩の主旨を含むと共に一面より見れば民國の成立以來諸事凡そ所期の如くならず、國家人民は共和政治の寸息分毫も沾へるものなきのみならず、惡政に次ぐに亂事の絶へざるに因りて人民は危險の境遇に陥りたり、茲に於て共和政治の美果を夢想せし人民は反發して共和の久安長治の善政に非ざる事を悟り之

れが結果として、前朝を思ふもの漸く多く殊に當國社界の砥柱たる縉紳文士の徒をして一入此の念を強からしむるに至り袁氏の憂ふる宗社黨の餘燼を再燃せしむるの憂ふるに敏なるに至りしを以て機を見るに敏なる袁氏は茲に清室優待條件の憲法増入を企て、此等前朝遺黨の心事を緩和せんとせるに非ざらざるならんや、次に湖南の碩學王闓運に禮を厚くし厚資を給して之を北京に招來し特に老儒に對する禮節重なりとして會見に延請の字を用ひたるが如きは縉紳士大夫に好感を興へし事少ならず、王氏は國史館總裁に推されし從來高く持して袁氏の召電に應ぜざりし人なり。

次は第二革命の際討袁軍に加担せりやの嫌疑を蒙り都督を免せられて北京に召致され監視の境遇にありし前福建都督孫道仁の罪を赦して更らに福建都督に復歸せしめんとするが如き。

國民黨と暗通せりとの嫌疑と四川邊疆討伐の際公金を消費せりとの件を以て幽閉せられし前四川都督現川邊都督尹昌衡の罪を特赦して新らに總統府の軍事顧問に任せんとせるが如き。

又は第二革命の際廣東にて陳炯明に反對して獨立を取消したる旅長張我權が其の後軍務隊の紛争せる時官金百三十萬元を着服逃走せりとの嫌疑にて彼れが北京に心事を証明に出でたるを羅して監視附の境遇に置きしを今回陸軍中將黃士龍、李耀池(廣東人)等の証明に托して釋放せるが如きは人心緩和の最も著るべきものなりとす。

更らに北京電報の傳ふる所に據れば河南都督たりし段祺瑞は歸京後袁氏に人心緩和の一策として各省の軍

人を保薦し且つ建議して曰く、南方の軍人を重用せざるが如き事あれば必ず黨人の爲めに彼等軍人は利用せられ引いて軍隊を煽惑するに最も都合よければなり、斯の如くんば大局統一難しなり、斯の同時段氏に莊繼寬(前江蘇都督)黃士龍(前廣東護軍使)等六七人を密保し特に重用せん事を薦めたりと云ふ事是あり。

思ふに專制的施政の復活と云ひ、舊官吏の羅致と云ひ果た又此の緩和策の如き共に共和政治に失望落膽せる人民の怨嗟誹謗不平の聲に對する彌縫策あり袁氏にして已に復舊的施設を行ひ民の不平に答へ國家を安泰ならしめんたる以上何ぞ其本に返へらざる區分たる彌縫策や權謀術數の能く爲す所ならんや。

資 料

第五章 礦工

第七十一條 礦業に従事する勞働者は礦工とす。

第七十二條 礦業權者定むる所の礦工服務規則は應に該管礦務監督署長に呈し核准されて方に効力を生ずべし。

第七十三條 礦業權者は應に礦工名簿を礦業事務所に備へ置くべし。其の程式は農商部令を以て之を定む。

第七十四條 礦工の工價は應に毎月預定日期に於て通用貨幣を以て一次或は二次に分ちら發給すべし。

第七十五條 礦業權者は解僱の礦工に對し其請求に因り應に證書を發給し、解僱期間、服務種類、技能、工價及び解僱の事由等の項を載明し給與すべし。

第七十六條 礦工如し工作に因り負傷し疾病に罹るを致し或は死亡する時は礦業權者は應に醫藥、恤恤等の費を給與すべし。

第七十七條 礦工の年齢及び工作時間、並に婦女幼童工作種類等の事は農商總長之を限制するを得。

第六章 礦稅

第七十八條 礦稅の種類左の如し

一、礦區稅

二、礦產稅

第七十九條 礦區稅の額左の如し

一、如し礦區探礦ならば第六條第一類の礦質の者年に按じ

每畝 銀元 三角

其の砂鈔、砂金、砂錫、砂鐵の河底に在る者年に按じ

每長十丈 銀元 三角

第六條第二類礦質の者年に按じ

每畝 銀元 一角五分

二、如し礦區探礦ならば前項の稅額は均しく五分を以て計算す

第八十條 前條礦區稅は地面租稅外の稅とす。

第八十一條 礦產稅の稅額左の如し

一、第六條第一類の礦質は出產地平均市價に按じ千分の十五

二、第六條第二類の礦質は出產地平均市價に按じ千分の十を納む

第八十二條 第七十九條及び第八十一條の礦區稅及び礦產稅は均しく兩期に分ちて繳納す

第八十三條 第六條第三類の礦質は礦區稅及び礦產稅を免除す

第七章 礦業警察

第八十四條 礦業に關する警察事項は農商總長及び該管礦務監督署長に由りて之を行ふ、其の規則は農商部令を以て之を定む

第八十五條 農商總長或は礦務監督署長にして礦業工程に對し危險有り或は公益を害すと認めたる時は

日本郵船株式會社

上海出帆

歐洲行	二週一回
米國行	二週一回
香港行	一週一回
日本行	一週二回以上

其他日本各港深洲印度朝鮮支那等諸航路有り

日本郵船會社
上海支店長
石井 徹

上海海支店

號九第A路口漢界租英海上

(番六五三一話電)

諸積立金 貳百參拾萬圓

資本金 三百萬圓

張慶商總長の南下 張慶
張慶商總長は各省都督民政
長國稅廳長及各銀行に對し愈三月十
日を以て開局し就職の旨去五日附
以て公電を發し且つ財政總長七附
同し大總統の批准を得て簡章七條
を規定せるが第六條に凡う京外各機
關に於て警備事宜に關する文件送
際は一文中に總裁と財政總長宛と
すべしとあり之に従はれんことをも
加へ置けり

浙江都督之亂黨取締 浙
江省乍浦の海岸より軍器を密輸入せ
んとする亂黨ありとの報告に接し浙
江都督は稽查長を乍浦に派遣し五日
毎に報告を徴し居れり

厘金稅賦課之苛政 浙
江都督は甯波に二割の厘金稅を賦課
したるに同地の支那商人は負擔の過
重と不公平を訴へ同盟して貨物の積
出を停止せり之に就き當地の紳士等
拔外國商人は領事團に建議せんと
て協議中あり

貴陽府の變爲行 貴州貴陽
來信によれば同地のカトリック教會
は興義府の官憲が癩病患者四十餘名
を殺戮せりとの報道に接せり斯かる
野蠻行は前清時代に於ても曾つて
聞かざる所なり云々

軍器密輸入者獨逸人捕は
武器を携へて蘇州の亂黨に
供給せんとし支那探偵の爲めに捕
縛されたる獨逸人某は今尙蘇州に拘
禁され居るを以て獨逸總領事は引渡
を要求せり

悲報を拜承
久しく清帝御用邸に御いたつきの
御床につかざ給ひたる 皇太后陛下
の御容態に就ては遠く母國を離れて
此地にさすらへるもの、片時も御安
心上げざるはなほ便船の齎す御安
道の聊かたにも御輕快と承れば皆
々御全瘳も遠からざるべしと御喜
び仰上げたる九日の夕刻も第三艦隊
新舊司令官雜遊迎會の爲めに日本
俱樂部に參集せる在留同胞は會半ば
に於て突然 陛下御重恙に陥らせり
に接しては何れも恐懼措く所を知ら
ず會も靜肅の中に散會し十日よりは
公私宴會をも中止してひたり御祈
念申上げたる甲斐もなく十日午前
十時に至り 陛下遂に崩御しまし
公報當地總領事館に達し滿頭に翻
る半報には無限の哀愁を湛へたり
在留民の恐懼其極に達し居留民團の
代表者は直ちに總領事館に思ひ込
むに適當なる方法によりて敬弔の意
を具樂部は一門門を閉ぢ歌舞曲
の悲し何樂も總領達事館に霞み渡
れ三日間休業したり折から震み渡
る春の空は思ふにげに雲低く垂れ申
るの上より居並ぶ帝國國旗の始め各
國軍艦船の旗頭には半旗の形も
も哀れに大喪の哀しみを語るに似
たり、當地支那新聞も此悲しを分
ち時報は陛下御重恙の悲報に接す
ると同時に一文を掲げて曰く日本海軍
の風潮内閣に及び内閣の組織未だ成
らざるに太后陛下に及ぶ今又御危殆
に在らざるに去年より此方東北は凶
西南には地震あり國內碌々幾んど驚
に及びせりとぞかし嗚呼天何ぞや東
亞に福ひせりとぞかし其は甚しき事

全國商會聯合會記事
▲第十五日開會(三日) 此日は續
到せし案件を討議に附せり、即ち上海
海總商會員の提出に係る各商會に商
業學校を多設することを勧誘すべし
の案あり商學会の參考に資する事

歸郷し初會已に完了し其二讀會幣
制鈔票、商會等の案の如き已に
例案に併入せり、同じ上海總商會
員の提出に係る各業株券は各該地商
會に登録すべしとの案あり公司條例
案に併入せり、湖北提出に係る國
改組に就き商界を力爭すべしとの
案あり、商權案に併入せり、浙江
省提出に係る産地稅を劃一し二分の
稅額となすべしとの案、陝西提出の
稅則を明定し菸業を維持すべしとの
案、海川商會の提出に係る通海木稅
核減案あり、何れも稅則案に併合さ
れり、吉林提出の日韓商會は商埠界
に在りて貿易一律に納稅せしむべし
との案なり事通商條約に關するを以
て該條約改正の問題として農商
部に呈請することとなせり

▲第十六日開會(四日) 此日は即ち
續到せし案件を討議に附せり、其
廣東提出に係る地方稅と地方義捐
の劃分案ありしも此は地方審査に併
合することとなせり、吉林の提出に係
る商業維持上租界に趨するを防止し
權を擁護し國稅を保つべしとの案出
てたるが此は原文修正後農商部に呈
請することとなせり、浙江の提出に係
る浙江貨物附加免除請求の案ありし
が稅則案に併合する事となせり、河南
の提出に係る全國商會總銀行創設案
ありしが之を銀行案に併合せり、廣
東の提出に係る商學請設案ありしが
長江上游釣船進口貿易を許可せん
ことを其筋に請願する案ありしが之
を審査會に附託せり、廣東の提出に
係る商人入會註冊に就き牌照を給し
資格を獎勵しべしとの案出で之を商
會法案に併入し審査後全國商會に通
牒することとなせり、吉林提出に係
る礦業林業興辦案ありしが上海總事務
所より各商會に通知し提唱すること
となせり、奉天提出に係る工商會を合
併し事權を一にし經費を節すべしと
の案ありしが不成立にたり、四川
提出に係る航業を組織すべしとの案
あり審査會に附託せり、河南提出に
係る幣制を整頓し金融を活動せしめ
商業を發展せしむべしとの案あり幣制
銀行案の參考として之に併合せり、
山西提出に係る商會兵役に當たれり
ことを取消すべしとの案あり聯合會
歸郷將軍に向つて其取消方を要求す
ることとなせり

▲大會經費案 第一回商會聯合會
臨時經費概算の討議ありしが各省よ
り一人を擧げて審査すこととなせり
該預算の内容は國庫券、辦公費、
雜項特別費、本會博覽會招待費等に
分たれり總經費は七千八百三十三元八
十六仙に上り上海總事務所の立替金
は千四百六十六元〇六仙二厘なり

▲保商案 保商案中審査の結果商
會より護照を發給するに關し修正
會を加へ土貨輸出に關し驗化に修
設立すべし農商部に請願すること、
し押款維持案につき更に表決に附
するの要ありとせり其餘は審査報通
り執行することとなせり

▲第十七日開會(五日) 此日新た
に續到せる陝西代表の提出に係る條
例を修正し製特權を保つべしとの案
あり商人通例案に併合せり、浙江提
出の浙省糖捐偏重につき江蘇捐通
輕減すべしとの案あり結局浙江商會
の辦理に歸することとなせり

▲商埠開闢案 安慶商埠開闢案は
安慶事務所より安徽官憲に呈請す
べしとの案公決せられたり、尙ほ漢
口より汽船によりて安慶に運ぶ貨物
に對する正半兩稅及上海より安慶に
運ぶ貨物に對する正半兩稅は漢口上
海に在りて納稅し手間と時日を省く
こととなせり旨其筋に要求すること
も亦公決せられたり

▲簿記格式 簿記格式は(一)商
簿記は暫時舊式を採用し流水簿、
清簿、總登簿の三種に分つこと(二)
以上三種簿記は商會より選擇し印刷
に付し發行すること(三)商會發行
の簿記は頁數を明記し縫目の處に捺
印すること(四)簿記の價格は商會
より議決し市價に照し定むること
(五)各商需用の簿記は商會に向つ
て注文すること(六)商會既に特別記
を採用し若し之を遺失し又は此簿記
の事項あり別に代へんし又は廢せん
とする場合は之を商會の議決に付す
こと(七)六項目に第四第五兩項を刪
除し(二)を商會より簿記格式を規定
し之を紙屋より發賣せしむること
(三)を發行する簿記は頁數と發賣の年
月日を明記すべしことと改正するの
公決を與へたり

▲商報組織案 同案は既判中の會
報を以て全國商會の言論機關とあ
すことを以て可決せり

▲渡米實業視察案 前號に登載せ
し如き審査報告ありしも討議の結果
政府經濟困難にては到底二十萬元の

▲商報組織案 同案は既判中の會
報を以て全國商會の言論機關とあ
すことを以て可決せり

▲渡米實業視察案 前號に登載せ
し如き審査報告ありしも討議の結果
政府經濟困難にては到底二十萬元の

▲商報組織案 同案は既判中の會
報を以て全國商會の言論機關とあ
すことを以て可決せり

▲商報組織案 同案は既判中の會
報を以て全國商會の言論機關とあ
すことを以て可決せり

▲渡米實業視察案 前號に登載せ
し如き審査報告ありしも討議の結果
政府經濟困難にては到底二十萬元の

▲商報組織案 同案は既判中の會
報を以て全國商會の言論機關とあ
すことを以て可決せり

▲渡米實業視察案 前號に登載せ
し如き審査報告ありしも討議の結果
政府經濟困難にては到底二十萬元の

電力、電燈、電車、電信、電
話用機械及器具
鐵道蒸汽、鑛山、紡績用
機械及器具
各國電氣會社製電氣機
械及器具
輸入輸出及
製造販賣

廉價提供

代田組

高碑店梁格莊間

補助を望み難しとて何等頼まる所あり
 散會せり
 ▲輸入貨物價格改正と稅則改正
 北京政府は關稅改正に就き當地總商
 會に輸入貨物の價額調査を依頼した
 るが爲め總商會は既に五ヶ月前に調
 査員を設け調査し來りたるが尙ほ調
 査を慎重に遺漏無きを期するが爲
 め更に六ヶ月間の延期を政府に要求
 したるが之に對し既に三日前農商部
 の之迄の調査を以て概要を得たり
 而して英、米、獨、露は關稅改正に
 對し全意を表明する譯に行かざれば
 来る六月二十日迄には調査を終り報
 告されたと回答し來り

▲第十八日開會(六日) 此日農商
 部の商會對する行政文書式案の意見
 を則し各案の討論に移れり
 ▲渡米實業視察案 此案は前日の
 討論に移りしが本日に至り二十萬元
 の補助は各省自辨として決行するこ
 とを表決せり

▲中美銀行案 資本金一十萬元十
 萬株(上海通用銀元)及幹部人員を
 折半して支那商と米國商に担当す
 中美銀行を設立せんとする案は在
 外支那商陸某(百六十萬元)張某等
 (百萬元)二百六十萬元を引受けたる
 により其餘二百四十萬元を各省商會
 により其餘二百四十萬元を各省商會
 の担当とし一年内に成立せしむるこ
 とし之を二期に分ち第一期に十萬元
 を納め第二期に九十七萬元を納め支
 財政農商部に登録し總行を上海に、
 分行を香港に設け、株券募集法は各
 省代表を賛成一人とし株券歸は各
 一人を舉げて發起人とし担当せし
 むることとするの審査報告なりしが
 滿場一致を以て表決せり

▲稅則案 は此案三十三件の多き
 に達したるが審査の結果合併したる
 ものあり之を對内外の二に分ち對
 内を厘金とし對外を加稅とし前者
 既に中央が各省に國稅廳を設け厘金
 稅を預算に入れらるる以て別に籌款す
 るに非れば實行し難しと云ふに起
 ば條約改正を難なりと云ふに起
 局討論後此等の審査意見に基き起草

委員に託し起草せしむることに表決
 せり
 ▲鹽務案 鹽政改革の自販賣主義
 務の大局に牽動するものなれば政府
 の處置を翻すべしとの審査報告なり
 が萬場一致を以て表決せり

▲貿易表冊案 全國貿易表冊は聯
 合會に於て担任し調査し輸出輸入物
 等の統計は上海招商局各省各縣の出
 産額消費額等は各該商會担当し毎年
 十一月迄に聯合會より特定する用紙
 除白に記入し届くることとし貿易表
 冊は翌年三月編纂を終ることとする
 表決せり

▲聯合會費の分配 前日討論に附
 け聯合會費の分配は甲級省に一千
 元乙級省に七百五十元、丙級省に五
 百元を割當つることとせり

▲第十九日開會(七日) 續到せる
 山東代表の提出に係る海外貿易を唱
 導し招商局を擴張すべしとの案あり
 航業案、浙江江甯商會の提議に係る
 海盜嚴緝案あり之を浙江官憲に保護
 方を照會することに決せり、同じく
 乍浦商會の提議に係る糖捐輕減案は
 稅則案に併入することにせり

▲公司條例の修訂 公司條例中更
 正すべき三條、增加すべき三條、
 三條、刪除すべきもの一條ありとせ
 るの審査報告ありしが討論纏らずし
 て再公決に讓ることとせり

▲聯合會章程及各案 之亦表決
 せり
 ▲閉會期日の發表 會長は八日を
 以て聯合會議議の修正日となし九、
 十兩日を以て滬上南北に於ける各實
 業工場を視察し十一日正式に閉會式
 を舉行し紀念寫眞を取ることとせり
 ▲農商部代表の北上 去る六日津
 浦農商部代表の北上に就けり

▲是か何れも審査會の報告あり何れ
 も通過せり
 ▲航業案 (一)滿州安東縣に南方
 の沙鳥船を入港せしむること(二)長
 江上流に釣船の入口を請願すること
 (三)四川代表提議せる航業を挽回す
 ること(四)三案より成る航業の結果一
 東三省の商業保護上必要なりとせし
 むる方法を以て上流に航行
 せしむる方法を採るべし三は極端に
 贊成を表し各省商會に章程を送り實
 行すべしとせり何れも全體の表決
 を經たり

▲商會聯合會の名義 商會聯合會の名義
 は商會條例になきものなれば其前に
 之を該條例に記入し之を要求す
 るべからずとなし聯合會章程は政府
 の許可を得たる後下期大會に於て手
 續を討論することとせり而して商會
 條例に對する修正案の審査報告あり
 何れも表決せり

▲其他各種審査案 審査員より報
 告せる商人通稅案、商事公斷處案、
 各種雜案、押款契約難形案等何れも
 討論の結果審査表決を經たり

▲第一回大會の終止 全國商會聯
 合會第一回大會第九日を以て終止し
 最後の議決辦法を定めた即ち(一)
 明年即ち民國四年第二回大會を開く
 こと(二)其他地點を北京を定む(三)今
 回の議決は聯合會執行手續に於て長
 總事務所より責任を以て速かに處辦
 することとせり(四)各省の承認せる
 大會經費は各代表歸郷の後集金の
 送達(五)會定したる後事の一年中
 工商大會の辦法に準じ總事務所より
 會議大事記を編纂し之を各省商會に
 送達す

▲招商局組織變更問題 招
 商局は交通部の新株無効の通告に接
 し重役會を開き無効とするの理なき
 を主張し新株の發行を繼續すべしと
 回答せり是に於て三萬六千株を代表
 する當地の株主は重役が農商部の許
 可を仰がずして紛糾を招けるを非難
 するの詰問書去五日新聞に廣告せ
 り然るに招商局重役は新聞の發行を
 有効なりと主張し居るも交通部は
 去六日夕より外字新聞に廣告して無

効を聲明せり而して招商局重役會は
 新聞に廣告して株主の詰問に答へ新
 株の發行已に七八分に達し今に至り
 て前議を覆へばすにあらざると主張
 し交通農商兩部の來電を公表せり要
 するに此問題北京に於て廣東派と
 安徽派の爭執ありが如く交通部を根
 據せる梁士詒一派の廣東人と楊士
 琦安徽派と暗闘せる結果なりと稱す
 るものあり

▲上海觀察使の正式照會 當
 楊交涉使は上海觀察使兼任に就き各
 國領事團に正式に照會したるを以て
 領事團に於ても之に對し承知の旨回
 答したりと云ふ、因みに交渉使署の
 經費は従來交通部より支出せられし
 今後は江海關より支給することとな
 り

▲日本亡命客の一派之其連
 動 鄭鎮守使の江蘇都督より受け
 たる訓令に於れば日本に亡命せる革
 命黨は凡そ二派に分れ孫文は巴里在
 留の汪兆銘と共に漸進主義を取れる
 もと東陳其美等は急進主義を取り居
 江及東三省に事を舉ぐるに決定し居
 りり近く上海に來らんとする唐麟等
 に注意警戒せよとあり

▲王憲章逮捕者之張勳 長
 江巡閱使張勳は會審華庭に於て王憲
 章逮捕事件の被告高審華庭の處罰を
 章は之に飽迄冤罪なりとなし再審
 に附すべしと主張したる結果上海交
 渉員は北京政府より訓令を受け目下
 其準備中なり

▲新舊司令官之上海 今回將
 官會議員に榮轉せられたる第三艦隊
 司令官海軍中將名和又八郎氏は新司
 令官海軍少將土屋光金氏來任せしめ
 式を行き八日旗艦安置に於て乘退艦
 式を行き新司令官に事務の引繼を
 爲し去る十一日出帆の儀後九日に歸
 朝されたり

▲土屋少將の來任 吳鎮守
 府艦隊司令官より今回第三艦隊司令

官に任せられたる土屋少將は去る七日
 入港の靜岡丸より事務の引繼を受
 けられたり

▲新舊司令官の招宴 第三
 艦隊旗艦安置にて新舊司令官は去る
 八日午後六時より當地の重なる人々
 を招きて送別兼披露の宴を張られた

▲居留民團の歡送迎會 當
 地居留民團主權となり新舊司令官の
 爲め去る九日午後六時半より日本人
 俱樂部に於て盛大な歡送迎會を催
 ふしたり、又翌十日夜更なる人々々々
 は六三亭にて更らに新舊司令官の歡送
 迎會を開きたり

▲福岡支那視察團 福岡市
 には先般來支那視察團の企てあり
 て團員募集申にて已に八十名を得來
 る二十一日入港の豫程なる郵船丹後
 丸にて來滬の豫定なりと、近時著人
 の支那に對する注意の向上は著る
 のものあり之れやがて兩國接近の
 楔子なり我等はかかる舉の今後益
 繁に企てられん事を切望す

▲徵兵檢査官の來滬 當地に
 於ける徵兵通諭者身體檢査の爲め第
 十二師團より派遣せられたる檢査官久
 山歩兵中佐、田中二等軍醫、金子步兵
 曹長、坂田砲兵曹長、鳥橋步兵曹長
 一行は去る十日入港の阿波丸にて香
 港より着滬したり

▲長崎觀光團 當地居留本邦
 人長崎觀光團三十一名の一行去七日
 山城丸にて出發し九日無事長崎に着

▲廣東の紙幣整理銀行 廣
 東省當局は紙幣幣額を維持し財政
 銀行設立の計畫をなすべしとありしが
 此の基礎を堅く爲め兼てより新
 紙幣中央政府は五百萬元の補助を承
 諾し本項其の一部一百萬元を已に
 香港に到着せり之に公産を賣却して
 得たる金額及び民間の出資格を併せ
 て千五百萬元の現金を以て保證準備

▲品質精撰
 ●醫療用藥品
 ●醫療用器械
 ●醫療用繃帶材料
 ●理化學用藥品
 ●工業用藥品
 ●玻璃藥瓶各種
 ●諸大家賣藥各種

●美容化粧品各種
 ●廉價販賣

●諸大家賣藥各種
 ●玻璃藥瓶各種
 ●工業用藥品
 ●理化學用藥品
 ●醫療用器械
 ●醫療用繃帶材料
 ●廉價販賣

濟生堂
 大藥房
 御處方調劑處

線通交捷最絡聯亞歐

◎急行列車ハ最新式ノ一、二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着、火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分

安東發 月、水、土曜日午後四時四十分

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

奉天發 同 午後二時四十分

釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

下リ

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船ニ接續致候

歐大	哈爾濱	二十四時間
亞連	莫斯科	十日間
間連	聖彼得堡	十日間
行ヨ	伯林	十一日間
倫巴	里迄	十二日間
程リ	敦迄	十二日間半

館旅道鐵

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸はてるアリ

(YAMATO)號器報電

路航海上連大

使用船 神戶丸 九三八七六噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繫留

速力神戶丸九十九海里航海時間三十一時間
神戶丸九十四海里航海時間四十一時間

(MANSEN)號略報電

炭順撫

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

社會式株道鐵洲滿南

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公東市連大 社本○

(MANTETSU)號略報電(番九一二連大)金貯替振

上海吳松間鐵道時間表
上海着 前五、五、九、九、二、二、五、後、一、一、五、後、一、一、五、松、江、前、八、五、四、急、行
前、二、一、〇、普、通
後、五、〇、普、通
後、六、〇、特、急
公、工、前、七、〇、普、通、上、海、前、二、五、急、行